

令和2年度決算 健全化判断比率の状況

令和2年度決算健全化判断比率について、実質公債費比率及び将来負担比率の算定に誤りがあったため、下表のとおり修正をしています。

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	標準財政規模 (千円)	うち臨財債 発行可能額
令和2年度 修正後	—	—	7.6	60.9	11,744,425	467,660
令和2年度 修正前	—	—	7.7	62.7	11,744,425	467,660
令和元年度	—	—	7.1	64.5	11,268,385	454,676

【令和2年度基準】

(単位：%)

早期健全化基準	13.09	18.09	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、標準財政規模に応じて毎年度変更します。

総括

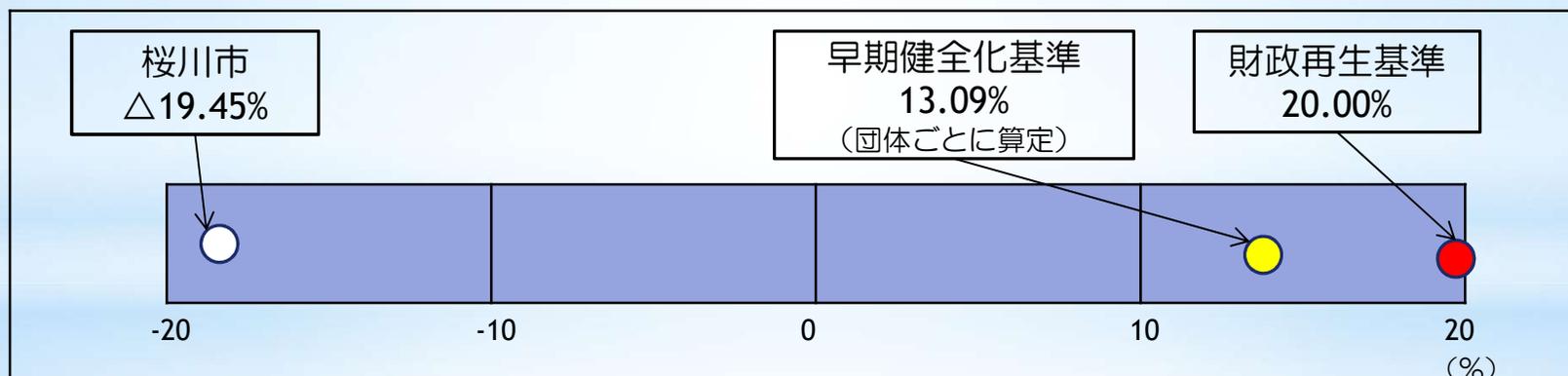
- 令和2年度決算に基づく桜川市の健全化判断比率は、修正後についても、4指標とも国の定める適正基準の範囲内となっています。
- 修正後の令和2年度健全化判断比率は、令和元年度と比べ、実質公債費比率の数値が0.5ポイント上昇し、将来負担比率の数値が3.6ポイント減少しました。

第1の指標

実質赤字比率

-%
黒字のため該当なし

- 一般会計等の赤字の程度を示します。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。
- 令和2年度の桜川市における一般会計等は黒字のため、該当しませんが、数値化すると△19.45%となります。
- 黒字額は22億8,534万円でした。



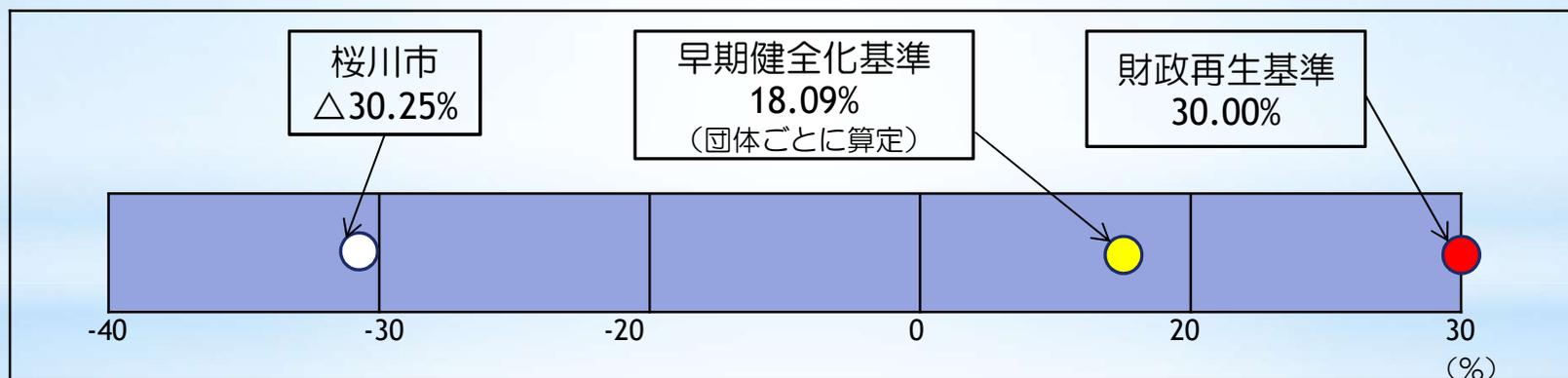
$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

第2の指標

連結実質赤字比率

—%
黒字のため該当なし

- 特別会計や企業会計などすべての会計を合算して、市全体としての赤字の程度を示します。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。
- 令和2年度の桜川市は黒字のため、該当しませんが、数値化すると△30.25%となります。
- 黒字額は35億5,316万円でした。

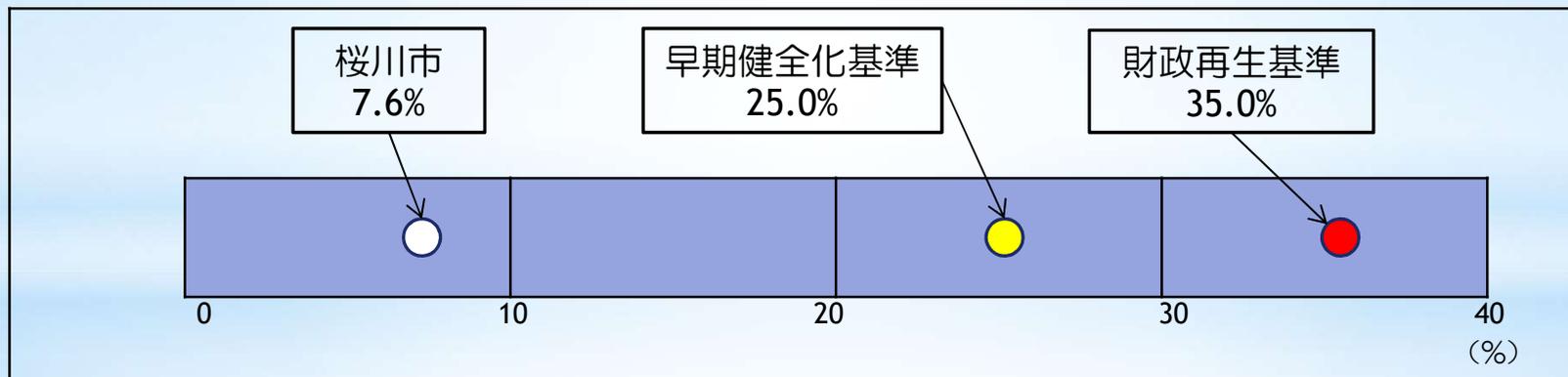


$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

第3の指標 実質公債費比率

7.6%（元年度 7.1%）
令和2年実質公債費比率の算定に誤りがあったため、7.7%から7.6%に修正しました。

- 借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを示します。
数値が大きいほど資金繰りが悪化していることを表します。
- 令和2年度の桜川市の3カ年平均は7.6%で、早期健全化基準（黄信号基準）を下回りました。
- 病院事業債の借入による元利償還金の額の増加により0.5ポイント上昇しました。

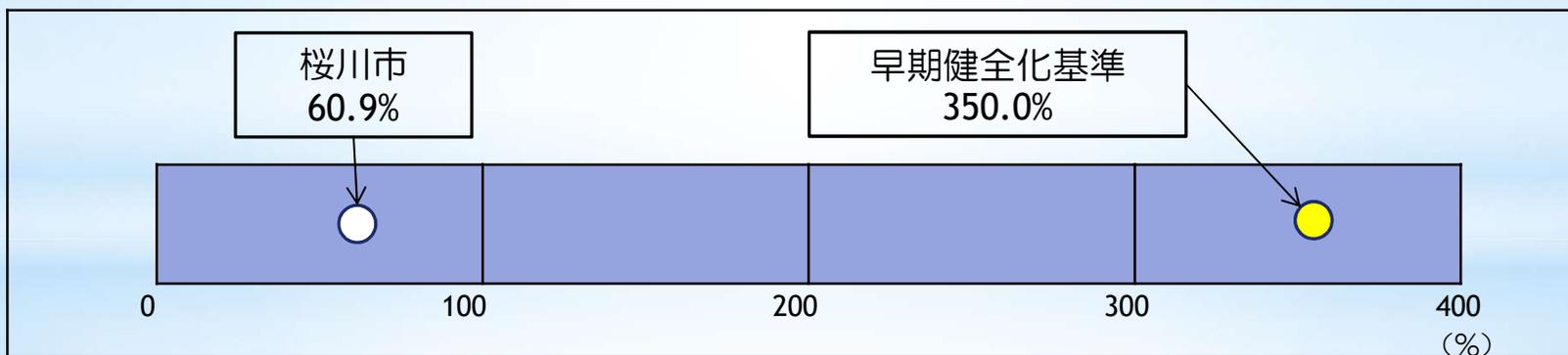


$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \text{の3カ年平均}$$

第4の指標 将来負担比率

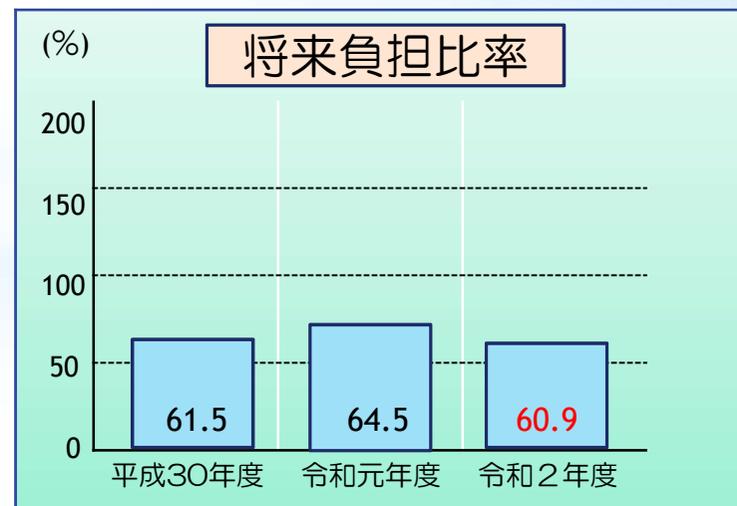
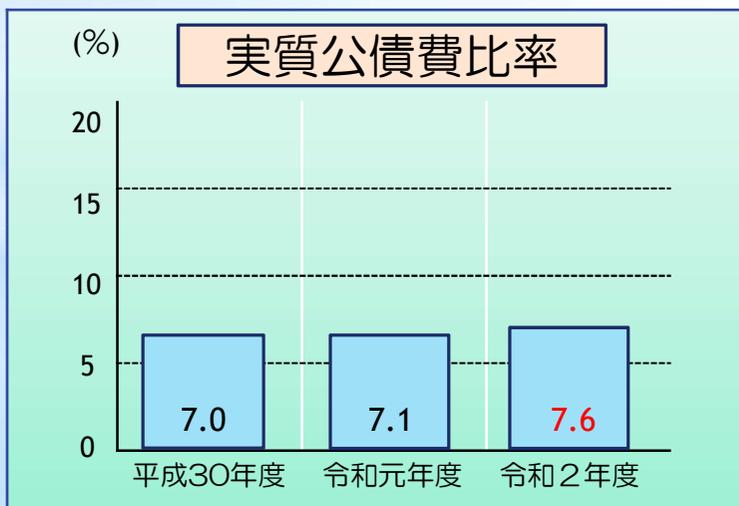
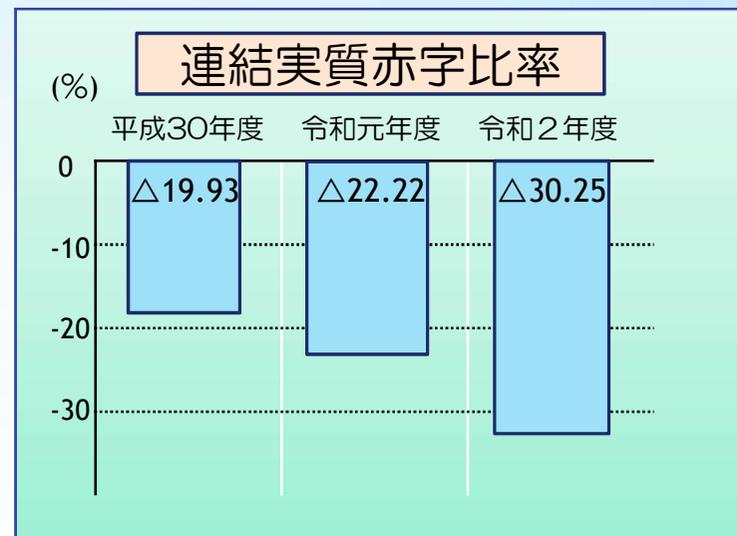
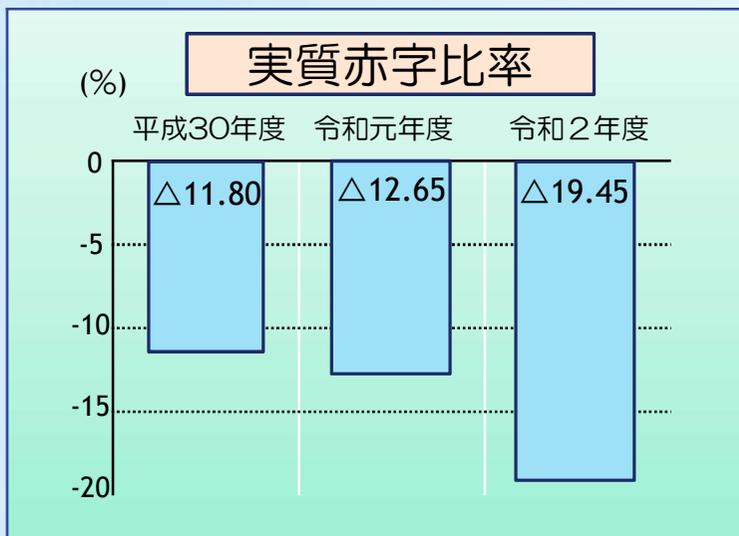
60.9%（元年度 64.5%）
令和2年実質公債費比率の算定に誤りがあったため、62.7%から60.9%に修正しました。

- 借入金や将来的に支出することが見込まれる額の大きさを示します。
数値が大きいほど将来、財政を圧迫する可能性が高いことを表します。
- 令和2年度は60.9%で、早期健全化基準（黄信号基準）を下回りました。
- 国営霞ヶ浦用水事業による債務負担行為に基づく支出予定額の減により、3.6ポイント減少しました。



$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

健全化判断比率の推移



※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字決算のため負数で数値化し表示しています。

【参考】

資金不足比率

- 公営企業の料金収入の規模に対する資金不足額の程度を示します。
数値が大きいほど経営が厳しい状況であることを表します。
- 経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。
- 当年度、桜川市においては、資金不足（赤字）が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。

（単位：％）

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00
病院事業会計	—	20.00
下水道事業会計	—	20.00